# 第85回和光市都市計画審議会和光都市計画変更概要

(1) 生産緑地地区の変更 ・・・・・・・・・ 2

○ 生産緑地地区の解除等による地区数及び面積の減少

変更前:148地区 約38.04 ha

↓ (地区数:3地区 增、面積:約0.19 ha 減)

変更後:151 地区 約 37.85 ha

(2) 特定生産緑地の指定に係る意見聴取 ・・・・・・・4

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、

特定生産緑地に指定する。

○特定生產緑地指定意向状況

・全体の生産緑地地区: 1 4 8 地区 626 筆 約 38.04ha

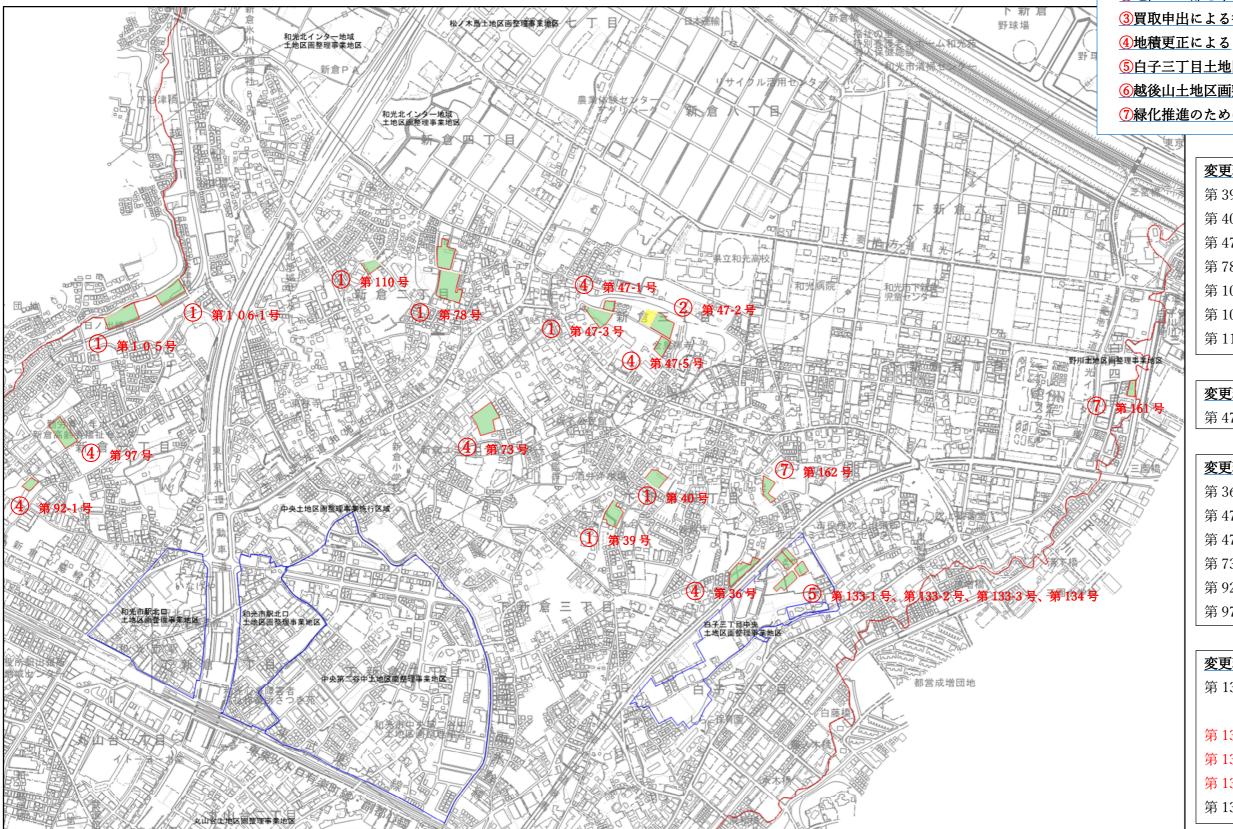
・特定生産緑地指定対象地区: 1 1 1 地区 454 筆 約 26.52ha

(平成4年、5年指定生產緑地地区)

・特定生産緑地意向あり: 1 0 4 地区 417 筆 約 24.50ha

# (1) 生産緑地地区の変更

# 北側



# 【変更前の生産緑地地区】

148 地区 約 38.04ha

### 【変更理由】

- ①地区の一部を道路用地として買収及び寄付受納による
- ②地区の一部を午王山遺跡の保全に伴う買収による
- ③買取申出による行為制限の解除による(北側該当なし)
- ⑤白子三丁目土地区画整理事業の換地処分による
- ⑥越後山土地区画整理事業の換地処分による(北側該当なし)
- ⑦緑化推進のための新規指定による

# 変更理由①

第39号 約 0.15ha(区域のみ変更) 約 0.16ha(区域のみ変更) 第 40 号 約 0.18ha→約 0.17ha 第 47-3 号 第78号 約 0.54ha→約 0.53ha 第105号 約 0.28ha→約 0.27ha 第 106-1 号 約 0.23ha→約 0.22ha 第 110 号 約 0.09ha(区域のみ変更)

### 変更理由②

第 47-2 号 約 0.33ha→約 0.20ha

### 変更理由④

約 0.18ha→約 0.19ha 第36号 第 47-1 号 約 0.06ha→約 0.05ha 約 0.10ha→約 0.11ha 第 47-5 号 第73号 約 0.29ha→約 0.30ha 約 0.05ha→約 0.06ha 第 92-1 号 約 0.23ha→約 0.24ha 第 97 号

# 変更理由⑤

第 133 号 約 0.37ha→廃止(第 133-1 号、第 133-2 号、第133-3号に分割)

第133-1号約0.09ha

第133-2号約0.11ha

第133-3号約0.07ha

第 134 号 約 0.07ha(区域のみ変更)

# 変更理由⑦

第161号 約0.06ha

第 162 号 約 0.08ha

# (1) 生産緑地地区の変更

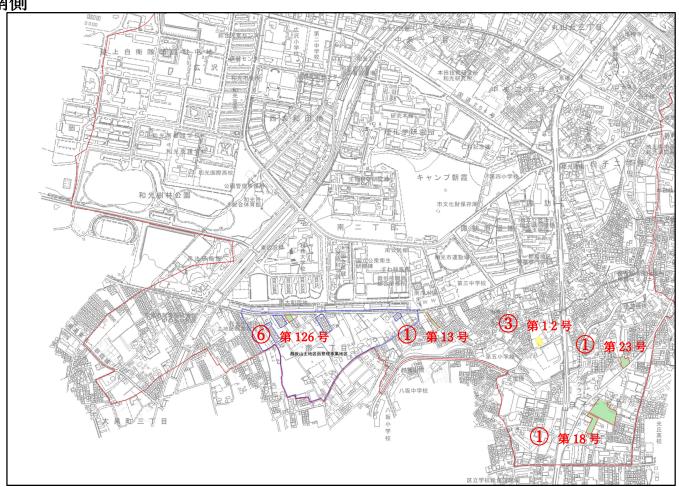
### 【変更前の生産緑地地区】

148 地区 約 38.04ha

# 【変更理由】

- ①地区の一部を道路用地として買収及び寄付受納による
- ②地区の一部を午王山遺跡の保全に伴う買収による(南側該当なし)
- ③買取申出による行為制限の解除による
- ④地積更正による(南側該当なし)
- ⑤白子三丁目土地区画整理事業の換地処分による(南側該当なし)
- ⑥越後山土地区画整理事業の換地処分による
- ⑦緑化推進のための新規指定による(南側該当なし)

南側



### 変更理由①

第 13 号 約 0.09ha(区域のみ変更) 第 18 号 約 0.82ha(区域のみ変更) 第 23 号 約 0.12ha(区域のみ変更)

### 変更理由③

第 12 号 約 0.10ha→<u>廃止</u>

# 変更理由⑥

第 126 号 約 0.07ha(区域のみ変更)

# (2) 特定生産緑地の指定に係る意見聴取

# 特定生産緑地制度について

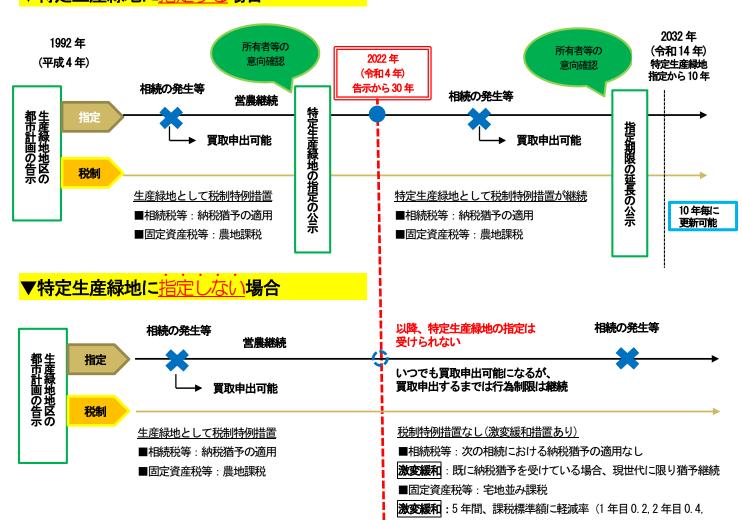
特定生産緑地制度とは、生産緑地に指定されてから30年が経過する以前に、土地の所有者等の意向を基に、その周辺の地域における公園、緑地、その他の公共施設の整備状況や、現在の土地利用の状況から判断し、問題がないと考えられる農地について市が指定できるものです。

指定された場合、市に買取申出が可能となる期日が10年間延期され、従来同様の税制措置の維持が可能となります。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができます。

# 特定生産緑地に、「指定する場合」と、「指定しない場合」の比較について

	特定生産緑地に <u>指定する</u> 場合	特定生産緑地に <u>指定しない</u> 場合
固定資産税等	<b>農地</b> 課税	字地並み 課税 (5年間の激変緩和措置が適用)
次世代の方の相続税納税猶予	〇 受けられる	× 受けられない
生産緑地(行為制限)	維持される	維持される
買取申出	死亡や故障等の発生により 可能	<u>いつでも</u> 可能

# ▼特定生産緑地に指定する場合



3年目0.6.4年目0.8) を乗じる

4